

令和2年 承認第2号

臨時代理の承認について

みよし市勤労文化会館管理規則の一部改正及びみよし市ふるさと会館管理規則の一部改正について

教育長に対する事務委任規則（昭和60年三好町教育委員会規則第3号、以下「事務委任規則」という。）第3条によりみよし市勤労文化会館管理規則の一部改正及びみよし市ふるさと会館管理規則の一部改正について別紙のとおり臨時代理したので、事務委任規則第4条により別紙のとおり報告し、承認を求める。

令和2年3月31日提出

みよし市教育委員会

教育長 今 瀬 良 江

みよし市勤労文化会館管理規則の一部を改正する規則

【趣 旨】 みよし市勤労文化会館の利用料金について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止等の理由により、利用者から取消しの申請があった場合に利用料金の還付を行うに当たり、必要な規定の追加を行う。

【内 容】 利用料金の還付規定の追加（別表第2関係）
 別表第3災害その他利用者の責に帰することができない理由による取消しの項の次に次の1項を加える。

利用者が利用日までに取消しを申請し、申請理由が災害その他利用者の責に帰	100%
することができないものと認められるとき	

【施行期日】 公布の日（適用期日は、令和2年2月20日）

みよし市勤労文化会館管理規則の一部を改正する規則

みよし市勤労文化会館管理規則（平成19年三好町教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第3 災害その他利用者の責に帰することができない理由による取消しの項の次に次の1項を加える。

利用者が利用日までに取消しを申請し、申請理由が災害その他利用者の責に帰することができないものと認められるとき	100%
--	------

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後のみよし市勤労文化会館管理規則の規定は、令和2年2月20日から適用する。

みよし市勤労文化会館管理規則の一部改正新旧対照表

改正案		現行
(利用料金の還付) 第8条 条例第11条ただし書の規定による規則で定める基準は、別表第3のとおりとする。 2 略 別表第3 (第8条関係)		(利用料金の還付) 第8条 条例第11条ただし書の規定による規則で定める基準は、別表第3のとおりとする。 2 略 別表第3 (第8条関係)
	区分	区分
	運付率	運付率
	災害その他利用者の責に帰することできない理由による取消しの項 略	同左
	利用者が利用日までに取消しを申請し、申請理由が災害その他利用者の責に帰することできないものと認められるとき 大ホール、小ホール、楽屋及びこれと併用して利用を許可された施設の項以下 略	

みよし市ふるさと会館管理規則の一部を改正する規則

【趣 旨】 みよし市ふるさと会館の利用料金について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止等の理由により、利用者から取消しの申請があった場合に利用料金の還付を行うに当たり、必要な規定の追加等を行う。

【内 容】 (1) 条文の字句の修正（第1条関係）
 第1条中「みよし市ふるさと会館条例」を「みよし市ふるさと会館設置条例」に改める。
 (2) 利用料金の還付規定の追加（別表第2関係）
 別表第2利用日前30日までに取消しを申請したときの項の前に次の1項を加える。

利用者が利用日までに取消しを申請し、申請理由が災害その他利用者の責に帰する することができないものと認められるとき	100%
--	------

【施行期日】 公布の日（適用期日は、令和2年2月20日）

みよし市ふるさと会館管理規則の一部を改正する規則

みよし市ふるさと会館管理規則（平成19年三好町教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「みよし市ふるさと会館条例」を「みよし市ふるさと会館設置条例」に改める。

別表第2利用日前30日までに取消しを申請したときの項の前に次の1項を加える。

利用者が利用日までに取消しを申請し、申請理由が災害その他利用者の責に帰することができないものと認められるとき	100%
--	------

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後のみよし市ふるさと会館管理規則の規定は、令和2年2月20日から適用する。

みよし市ふるさと会館管理規則の一部改正新旧対照表

改正案	現行												
(趣旨) 第1条 この規則は、みよし市ふるさと会館設置条例（以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、みよし市ふるさと会館（以下「ふるさと会館」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。 (利用料金の還付) 第8条 条例第10条ただし書の規定による規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。 2 略 別表第2（第8条関係）	(趣旨) 第1条 この規則は、みよし市ふるさと会館条例（以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、みよし市ふるさと会館（以下「ふるさと会館」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。 (利用料金の還付) 第8条 条例第10条ただし書の規定による規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。 2 略 別表第2（第8条関係）												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="470 1444 502 2094">還付申請の区分</th><th data-bbox="470 1120 502 1444">還付率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="502 1444 582 2094">利用者が利用日までに取消しを申請し、申請理由が災害その他利用者の責に帰することができないものと認められるとき</td><td data-bbox="502 1120 582 1444">100%</td></tr> <tr> <td data-bbox="582 1444 606 2094">利用日前30日までに取消しを申請したときの項以下</td><td data-bbox="582 1120 606 1444">略</td></tr> </tbody> </table>	還付申請の区分	還付率	利用者が利用日までに取消しを申請し、申請理由が災害その他利用者の責に帰することができないものと認められるとき	100%	利用日前30日までに取消しを申請したときの項以下	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="470 616 502 1097">還付申請の区分</th><th data-bbox="470 123 502 616">還付率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="502 616 582 1097"></td><td data-bbox="502 123 582 616"></td></tr> <tr> <td data-bbox="582 616 606 1097">同左</td><td data-bbox="582 123 606 616"></td></tr> </tbody> </table>	還付申請の区分	還付率			同左	
還付申請の区分	還付率												
利用者が利用日までに取消しを申請し、申請理由が災害その他利用者の責に帰することができないものと認められるとき	100%												
利用日前30日までに取消しを申請したときの項以下	略												
還付申請の区分	還付率												
同左													

